

## 道路・地域等の特性に応じた道路区分の定義

区 分		定 義	
一般道路	道路による区分	<p>幹線道路</p> <p>一般国道 県道(主要地方道に指定された県道を含む)</p> <hr/> <p>その他の道路</p> <p>幹線道路以外の道路</p> <hr/> <p>生活道路</p> <p>市街地の道路で、 以下の条件を満たす道路</p> <p>① 原則として車道幅員が5.5m未満の道路</p> <p>② 主として地域住民の日常生活に利用される道路</p> <p>※ ②は「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」における定義</p>	
	地域による区分	市街地の道路	<p>道路に沿って概ね500メートル以上にわたって、住宅、事業所又は工場等の建造物が連立し、又はこれらが混在して連立している状態であって、その地域における建造物及び敷地の占める割合が80パーセント以上になるいわゆる市街地的形態をなしている地域をいう(片側だけがこのような形態をなしている場合を含む)。</p> <p>※ H24改正 交通事故統計原票作成の手引き</p>
		非市街地の道路	市街地道路以外の道路
	高速道路等	高速道路	○ 東北縦貫自動車道(弘前線、八戸線)
指定自動車専用道路		<p>○ 県道青森東インター線</p> <p>○ 一般国道45号(百石道路)</p> <p>○ 主要地方道八戸野辺地線(第二みちのく有料道路)</p> <p>○ 一般国道45号(上北道路)</p> <p>○ 一般国道45号(八戸南環状道路)</p> <p>○ 一般国道45号(八戸南道路)</p>	
自動車専用道路		<p>○ 津軽自動車道</p> <p>○ 下北半島縦貫道路</p>	